

議 事 録

1 会議名称

平成27年度第3回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

2 開催日時

平成27年11月18日（水） 午前10時から午前10時40分まで

3 開催場所

滝沢市役所3階庁議室

4 出席者

(1) 委員

松下 壽 夫

高橋 耕

三田地 宣 子

石堂 淳

(2) 事務局

長嶺 敏 彦

千葉 雄 太

佐藤 克 也

(3) 関係課（総務課）

武田 晋

(4) 関係課（情報システム課）

久保 正 秋

齋藤 涉

5 議 事

諮問第1号 滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案について

6 会議状況（要点記録）

事務局：（開会）

会 長：それでは、議事を進めさせていただきます。本日の議事は、諮問が1件のみとなっております。では、「諮問第1号 滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（別添資料により説明）

会 長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委 員：今回の条例案によって従来の行政手続において変更点はありますか。またシステム等は変わってくるのですか。

情報システム課：滝沢市のみならず、他の市町村や国の独立行政法人等と、ネットワークで連結します。通常であれば、国の行政機関の事務において、納税証明書や住民票の添付等が必要となります。その際に、マイナンバーを使うことで、所有している市町村へ照会し、電子的に証明書等のやりとりをすることができます。

総務課：加えて単独事務において、手続をする際に、書面にマイナンバーを記載する項目が加わります。マイナンバーを記入することで、例えば、先ほど話のあった住民票等の添付の必要がなくなります。窓口に来られる住民の方々にとって大幅に変更はなく、証明書類の取得の手間や支払手数料を省くことができます。

委員：条例案の別表以外に必要な事務が増えた際は、別表に付け加えるのですか。また条例案の第5条に必要な事項は規則で定めるとあるが、これから定めるのですか。

総務課：そのとおりです。別表以外に必要な事務が増えた際は、別表に付け加え、具体的には規則の中で定めていくことを考えています。

委員：先ほどの説明では、法定に類する事務を条例で追加する際、審議会に諮問しないとのことであるが、条例改正したことについて委員への報告はありますか。

総務課：今回は、制度のスタートということで審議会に諮らせていただいておりますが、マイナンバー法において、法定とされているものに類する事務は条例で定めると規定しているので、その趣旨に明らかになつていないものについては、今後は審議会への諮問は省略し、報告とさせていただきたいと考えています。ただし、個人カードのICチップ領域の利用や、法定とされているものに類する事務とは言い切れないような市独自の事務などについては、審議会にお諮りしていきたいと考えています。

委員：個人情報の利用について、一部改正をした個人情報保護条例では対応できないため、別途このように条例を制定する必要があったのですか。

総務課：前回の個人情報保護条例の一部改正については、マイナンバーを含んだ情報の保護に係る規定を追加しました。今回は、マイナンバーの利用に関する事務を定めるために条例の制定が必要になったわけです。

委員：市の他機関への特定個人情報の提供は行わず、関連する規定については設けないのでしょうか。

総務課：滝沢市の場合、他機関として教育委員会が想定されます。個人情報保護条例等に則り、これまでどおりの手続で、マイナンバーを利用せずに住民サービスを行うことができ、住民の方々に新たな負担を強いることはありません。今後、市の他機関へマイナンバーを提供することで、便利になる住民サービスがあるとすれば、条例改正を行うということも考えられます。

会長：ほかにごさいませんか。ないようですので、諮問第1号のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

会 長：それでは、諮問第 1 号のとおり承認することとします。

会 長：本日の議事は、終了しました。その他、委員の皆様又は事務局から何かございますか。

事務局：今後、平成 28 年 4 月 1 日施行予定の行政不服審査法の改正に伴う滝沢市行政情報公開条例の改正が必要になります。また滝沢市行政手続条例の改正も予定しております。行政不服審査法の改正により第三者機関として行政不服審査会の設置が必要となります。本運営審議会との兼任も可能であることから、事務局としては皆様に兼任をお願いしたいと考えております。これらについて、また 1 月中に会議を開催させていただきたいと考えておりますので、お忙しい中恐縮ですが何卒よろしくお願い申し上げます。なお、日程調整については後日案内させていただきます。事務局からは、以上です。

会 長：それでは、本日の会議はこれまでといたします。

事務局：（閉会）

7 会議資料

諮問第 1 号「滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案について」

諮問第 1 号

滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案について

滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについて、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求めるものとする。

平成 27 年 11 月 18 日提出

滝沢市長 柳 村 典 秀

滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案
(別紙)

滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- （2）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （3）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （4）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （5）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（責務）

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の機関の欄に掲げる区分の機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び市が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表の機関の欄に掲げる機関は、同表の事務の欄に掲げる区分に応じて当該事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる当該特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法その他の法律、この条例以外の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令第5号・総務省令第5号。以下「省令」という。）第16条に規定する地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）</p>
2 市長	<p>省令第50条第1項第3号に規定する介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの又は同項第7号に規定する介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報</p>